

服装容儀に関する規程

服装等に関しては、学校行事及び校外活動（進学・就職試験含む）等において相応の身だしなみが求められる。本校生徒が不利益を被ることのないよう、服装容儀に関する規程を以下のとおり定める。

1 指導基準

(1) 頭髪

①簡素清潔な髪型であること。

※特殊な髪型・パーマ・毛染め・脱色・つけ髪等は禁止とする。

②男子：前髪は目にかからず、後ろ髪は襟が隠れないこと。

側頭の髪は耳が隠れない程度とする。

③女子：前髪は目にかからないこと。

※儀式の際、髪の長い場合（肩にかかる程度）は結わえる。

(2) 制服

①制服の上衣・下衣ともに本校指定以外のものは認めない。

※制服の加工は認めない。

②登下校の際は、休日・長期休業中においても制服を着用する。

※部活動のみで登校する際は、学校・部活動指定ジャージの着用を認める。

※授業日でも朝練がある場合は、「部活動朝練習許可願」の提出により学校・部活動指定ジャージでの登校を認める。

③スカート丈は膝頭が隠れる程度とする。

※立ち膝の姿勢でスカートが床につかないものは違反とする。

④冬服時は本校指定のセーターの着用を認める。

※市販のカーディガン・ベストの着用は認めない。

⑤ソックスは白・紺・黒とする。

※冬期は防寒用ソックスを着用してもよい。

(3) その他

①マニキュア・化粧及び装飾品（ピアス・指輪・髪飾り・カラーコンタクト等）を身につけることを禁止する。

②やむを得ず規程以外のものを着用するなどの場合は「異装許可願」を提出し、許可を得る。

2. 制服規定

a. 冬服(10月～5月) 正装時(紺スーツ)

	男 子	女 子
上 衣	濃紺・スーツ型・三つボタン 左襟に指定のバッジ	濃紺・スーツ型・三つボタン 左襟に指定のバッジ
下 衣	ス ラ ッ ク ス	ス カ ー ト ス ラ ッ ク ス
ワイシャツ	白(襟幅約3.5cm)	白(襟幅約3.5cm)
ネクタイ	エ ン ジ(男子用)	エ ン ジ(女子用)
ストッキング	*	黒 ※10月末までソックス可
ソックス	白・紺・黒	白・紺・黒(防寒用ソックス)

b. 夏服(6月～9月)

	男 子	女 子
上 衣	校章入り指定 半袖シャツ	校章入り指定 半袖シャツ
下 衣	ス ラ ッ ク ス	ス カ ー ト ス ラ ッ ク ス
ネクタイ	着 用 し な い	
ソックス	白・紺・黒	白・紺・黒

生徒の居残り及び退下について

- 1 一般生徒の下校時刻は17:30とする。
- 2 部活動、講習受講等の生徒の居残り制限時刻は、更衣等を含め、原則として20:00とする。
- 3 20:00を過ぎて居残りの必要ある場合は、必ず前もって保護者の承諾を得、又、学校に届出て承認を得ること。
- 4 届出方法
 - (1) 学級や教科の仕事などの場合
担当教師に連絡
 - (2) 部活動の場合
事前に提出された月毎の計画表をもって代える。
(毎月提出、顧問の付添ある場合に限る)

通学上の諸注意

1 通学上最も重要なこと

- ①交通安全の習慣(事故・危険のないようにすること)
- ②時間厳守の精神及び社会的マナーを身につけること。

2 全般的注意

- ①踏切・横断歩道は細心の注意をはらい、横断の際は無理しないこと。
- ②歩行の際は車等に十分注意し、他の迷惑にならないこと。

3 列車・バス

- ①多人数で乗車するときは、列をつくり速やかに乗車すること。
- ②他の乗客の邪魔にならないこと。
- ③車内では言動に気をつけ、他の乗客に迷惑をかけること。
- ④高齢者、子どもなどには、積極的に席を譲るよう心掛けること。
- ⑤下校時、駅・バス停に下車後は、速やかに帰宅すること。
- ⑥定期券の不正使用等は絶対にしないこと。

4 徒歩・自転車・その他

- ①交通道德や信号・標識をよく守り、危険のないよう十分注意すること。
- ②登下校の所要時間・交通量等を考え、規則的な通学を心がけること。
- ③通学路は安全なルートを選び、遠距離の自転車通学等無理な通学方法は避けること。
- ④自転車並進、横に広がっての歩行等、他の交通の妨げにならないこと。
- ⑤日没後の下校は安全なルートを選び、危険のないよう複数で帰宅すること。
自転車の場合は、必ず点灯し、反射材等も備えること。
※自転車通学は届出（登録）制とする。必ず指定のステッカーを貼ること。

自転車、自動二輪車、自動車の使用に関する指導基準

1 自転車(軽車両)

①通学に自転車を使用する場合(途中駅、バス停まで使用する場合を含む)は所定の様式により届け出ること。

②使用する自転車には尾灯下部に必ず学年色別のステッカーを貼付すること。(毎年更新)

③自転車の通学許可期間、整備点検、服装、駐車方法、走行帯、交通ルール、マナー、禁止事項、保険加入については別に指導する。

2 自動二輪車

①自動二輪車の使用・運転は、交通安全上、風紀上、責任能力上の理由から通学、通学以外の利用にかかわらず許可しない。

②前項の規程に基づき、自動二輪車の免許取得は原則として認めない。

3 自動車(普通自動車)

①自動車の使用及び運転は、交通安全上、責任能力上の理由から通学、通学外の利用にかかわらず許可しない。

①前項の規程に基づき、自動車の免許取得は原則として認めない。但し、3年生の二学期末考査以降、進学及び就職先の決定、または就職条件等相当の理由を記して申し出たときは自動車教習所通学、免許取得を認める。

(別紙許可願、取得届、誓約書様式)

但し、免許を取得しても在学中は運転を認めない。

部活動時の火気取扱いについて

- 1 顧問教師不在時、火気使用は禁止する。
- 2 火気使用にあたっては使用上の注意を守ることはもちろん、火傷、火災等の事故のないように十分注意する。
- 3 換気に心掛ける。
- 4 暖房・ヒーターの使用
 - ①気温3℃以上での使用は禁止する。
 - ②体育館全体を暖めるために使用するもので、単に暖をとるために使用してはいけない。
 - ③危険なので使用中は近寄らないこと。
 - ④使用後は所定の位置に戻す。
- 5 着火・消化の確認等、顧問の責任において使用する。